

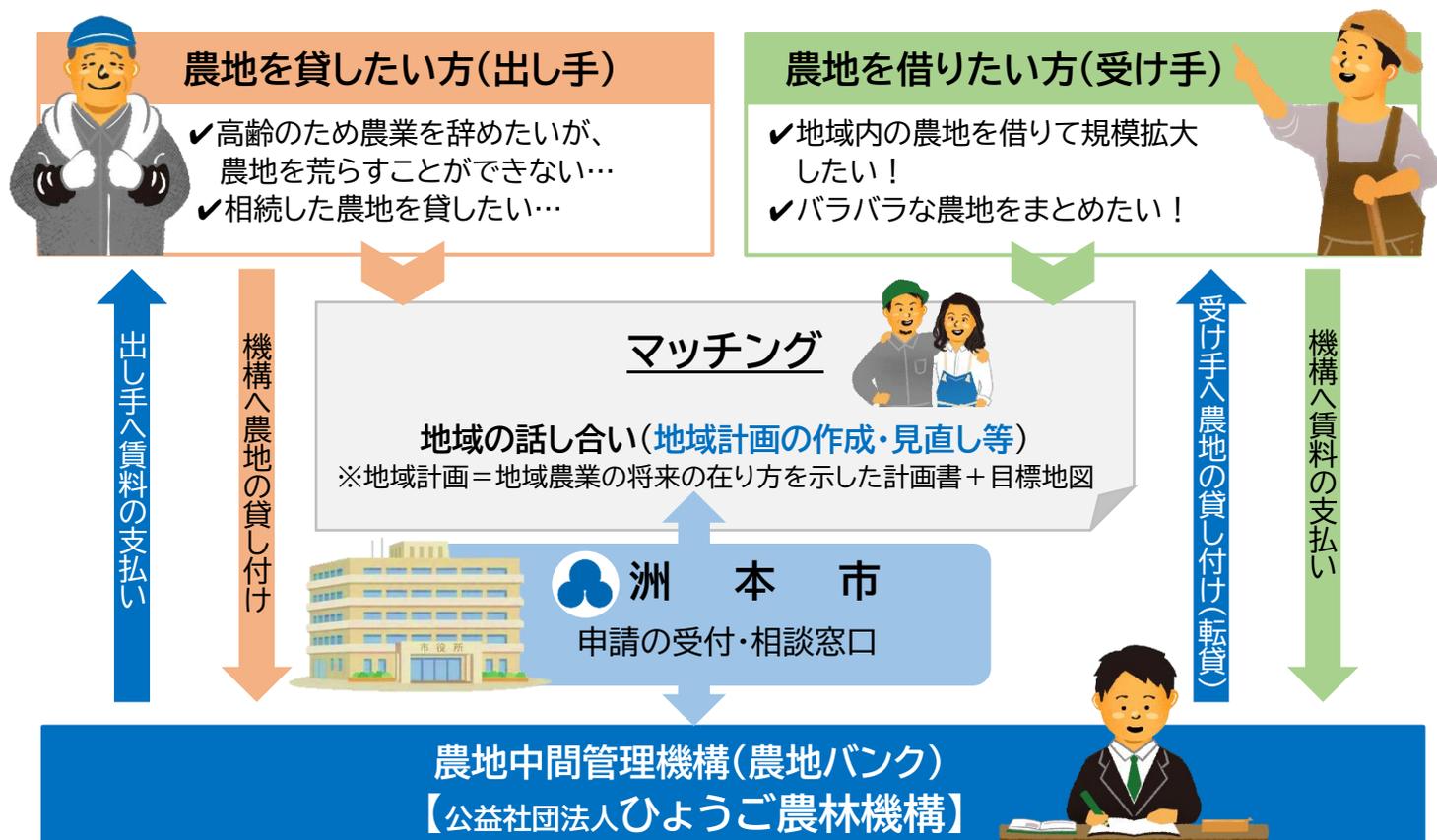
【洲本市版】

農地中間管理事業

農地中間管理事業(農地バンク事業)ってなに？

県知事が指定した農地中間管理機構(ひょうご農林機構)が、農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい人から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家へ農地を貸し付ける制度です。

▶農地中間管理事業のしくみ



▶集積・集約化のイメージ



機構へ貸し付けできる農地は？

- ✓市街化区域外の田畑等であること。
(洲本市は市内全域が対象です。)
- ※農用地等として利用することが著しく困難なもの、借受希望者が見込まれないものを除く。
(例:農業委員会で再生不能とされている遊休農地など)
- ✓農用地等を貸し付ける期間は原則10年以上とする。

機構から借り受けできる方は？

- ✓地域計画が策定されている地域
目標地図に位置付けられた者等であること
- ✓地域計画が未策定である地域
一定の要件を満たす、効率的・安定的な農業経営を目指している者 等

手続きの流れ

出し手(農地所有者)・受け手(担い手)それぞれに申出書を提出していただき、農用地利用集積等促進計画への同意(記名・押印)、計画の認可・公告を経て、貸し付け・借り受けの手続きが完了します。

事務処理期間
約4カ月半

 出し手・受け手	貸付希望・借受希望の申出書の提出 / マッチング
 洲本市	農用地利用集積等促進計画案の作成 / 農業委員会への意見聴取
 ひょうご農林機構	利害関係人の意見聴取(ホームページ) ※地域計画区域外のみ
 ひょうご農林機構	農用地利用集積等促進計画の決定 / 県へ申請
 兵庫県	農用地利用集積等促進計画の認可 / 公告

よくある質問

Q1.賃料はどうやって決めるの？

地域の標準的な賃料を参考にして双方の話し合いで決定します。使用貸借(無料)も可能です。

Q2.途中で解約することはできるの？

やむを得ない事情があり、出し手と受け手の双方が納得していれば中途解約が可能です。

Q3.契約期間中に耕作できなくなった場合はどうなるの？

次の受け手がいる場合はその方に貸し付けます。

1年間、次の受け手が見つからない場合は、出し手に農地をお返しすることになります。

農地中間管理事業を活用するとこんなメリットがあります！



農地を貸したい方(出し手)

- **公的機関なので安心して農地を貸すことができます。**
- 契約期間終了後は、**農地は自動的に貸付者に戻ります。(更新可能)**
- 賃借料がある場合は、**機構からまとめて支払い**されます。
- 一定の要件を満たすと、地域に**機構集積協力金**が交付されます。

農地を借りたい方(受け手)

- **長期的に安定した農地の借入れができます。**
- **農地の集約化により、効率的な農業経営につながります。**
- **賃借料は機構にまとめて支払うので支払い事務が一本化されます。**
- **一定の要件を満たした未整備田や急傾斜地の農地を借り受けた場合、奨励金が交付されます。**



機構集積協力金

地域に対する支援

① 地域集積協力金

地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、その地域に対して協力金が交付されます。

② 集約化奨励金

機構からの転貸または農作業受託により、農地の集約に取り組む地域に対して奨励金が交付されます。

問い合わせ先

 洲本市農政課
(洲本市役所本庁舎3階)

☎656-8686 洲本市本町三丁目4番10号
TEL:0799-24-7638 FAX.0799-25-3590



市 HP